

ユーアンドアイ介護ステーション指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ユーアンドアイが開設するユーアンドアイ介護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを決め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要介護支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮しつつ、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供する。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ユーアンドアイ介護ステーション

(2) 所在地 茨城県龍ケ崎市奈戸岡2番195

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上（サービス提供責任者含む）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。ただし、事情により管理者が認めた場合はこの限りでない。

(1) 営業日 月曜日から金曜日（土、日はケアプランにより管理者が認めた場合はこの限りではない。）

但し、国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日を休みとする。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) その他 緊急時対応を行う。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、この指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 介護予防訪問介護
- (4) 日常生活支援総合事業

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う介護サービスに要した訪問交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

○ 事業所からご自宅まで 1km ごとに 20 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、龍ヶ崎市、河内町、利根町、牛久市 稲敷市旧新利根町域、取手市旧藤代町域の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、介護サービスを実施中に、ご利用者の身体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。(責任者：赤津猛)
- (2) 成年後見制度の利用を支援すること。
- (3) 事業所において、従業員に対し虐待の防止のための研修を年に1回以上実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(感染症対策に関する事項)

第10条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

- 第 11 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第 12 条 介護サービスの開始に際し、管理者もしくは訪問介護員等は、そのご家族に、サービス内容及びご利用料金等の重要事項を記した文書をお渡しし、同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 13 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに業務態勢の整備に努める。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 訪問介護員等は業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約に定める。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ユアアンドアイと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービス完結日から 5 年間保持するものとする。

(雑則)

- 第 14 条 本運営規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規定の第 4 条の改定、第 9 条、第 10 条、第 11 条の追加、第 12 条（変更前第 9 条）以降 3 つずつ繰り下がり、以前の附則の削除は令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規定の第 9 条の改定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。